

「おまつりレストラン」 (全体名称：ふるさと特産品フェア) 出展要領

- 1 主旨
地場産業製品や地域特産品などの県産品を県民に紹介し、その良さを理解してもらうことにより利用促進をはかる。さらに、このことにより地域経済の振興を促進する。
- 2 実施日時 令和8年10月17日(土)・1日開催
10:15~16:00 ※開場式(10:00~)終了後、販売開始
- 3 会場
甲府市小瀬町840 山梨県小瀬スポーツ公園 特設会場(仮設パイプテント使用)
- 4 内容(予定)
(1) 県産品の展示・販売
(2) 県産品の試飲・試食
(3) 観光コーナーを設置しパンフレットなどの配布
- 5 主催
(株) アドブレン社
- 6 出展物
(1) 県内で生産もしくは加工された商品で現在市販されているもの
(2) 県産食材等を使用した飲食物
(3) 主催者が適当と認めた商品
- 7 出展者
(1) 公益社団法人やまなし観光推進機構の会員またはその構成員
(2) 主催者が適当と認めた団体または企業
※出展時にご本人と認められない場合は出展をお断りする事があります。
- 8 出展形態(1区画)
A. キッチンカー出展の場合
(1) 車両重量は4t未満限定(車検証のコピーをご提出いただきます)
(2) 基本備品
① コンセント(2口、容量100V1KW) 1個
② 水道・設備使用料一式

B. テント出展の場合
(1) 360cm間口×270cm奥行
(2) 基本備品
① 展示販売台(180cm×60cm) 2台 ※白ビニールクロス装着
② 社名板(90cm×20cm) 1枚
③ 折りたたみパイプイス 2脚
④ コンセント(2口、容量100V1KW) 1個

- ⑤ ブルーシート 1枚(540cm×360cm)
※ブルーシートは現場調理による飲食の提供を行なう出展者のみ設置(通路が汚れないように下に敷くため)
- ⑥水道・設備使用料一式

9 出展料金

(1) 1区画(A. キッチンカー出展及びB. テント出展)

- ① **33,000円**(※現場調理による飲食の提供を行なう出展者が該当)
※「8 出展形態(1区画)」の「(2) 基本備品」の使用料を含む
※飲食を提供するテント出展者はブルーシートが含まれます。

(2) 追加備品：別途料金

(3) 納入方法

上記(1)(2)の合計金額を出展料金として納入していただきます。
出展申込の記載内容確認後、請求書を送付致します。
出展料金の納入は以下の指定口座に期限内にお振込みください。
※イベント当日の追加備品はイベント終了後に別途請求書を送付致します。

納期限：令和8年9月11日(金)

振込口座：山梨中央銀行 本店営業部 普通預金口座 1909732

株式会社アドブレン社

※振込手数料は出展者様のご負担でお願いします。

※一度納入いただいた料金は、返金致しません。

(当方の事情による場合を除く)

10 免責事項

- ・出展者は自己の責任と費用において、搬入出作業中及び会期中の出展物の管理をして下さい。
- ・主催者は自らの責めに帰すべき場合を除き、天災地変その他不可抗力の原因による場合を含め、出展物の損傷その他出展に関する一切の事故についてその責任を負いません。
- ・主催者は天災地変その他不可抗力その他主催者の責めに帰し得ない原因により開催を中止することがあります。その場合、主催者はこれによって生じた出展者、その他の損害については責任を負いません。
- ・出展物の輸送、展示、その他出展者の行為に属する費用並びに出展物に対する保険料は全て出展者の負担になります。
- ・主催者は自らの責めに帰すべき場合を除き発生した事故につき一切の責任を負いません。
- ・出展者の都合による出展取りやめ、キャンセルに伴う出展料の返金は致しません。
- ・次のいずれかに該当するときは、出展をお断り致します。
 - ※出展料の全部または一部を支払わない場合
 - ※暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの勢力を利用していることが判明したとき。
 - ※主催者の指示に従っていただけない場合。
 - ※本イベントの準備期間・開催期間を通じて暴力・暴言・その他威圧的で反

社会的な行為やイベントの品位を貶める行為があったと認められた場合。

1.1 出展数 最大15区画（予定）

特別な場合を除き、1 出展者1 区画（1 テントまたは1 車両）とさせていただきます。

※ 出展希望数が最大区画数を超えた場合は主催者側において調整致します。

1.2 出展者の配置

テントまたは車両の配置及び出展者の小間割は、主催者において決定致します。

1.3 出展のお申し込み

(1) 申込書提出期限 令和8年8月28日（金）必着

(2) 申込書提出先

〒400-8535
甲府市北口2-6-10
株式会社アドブレーション社 企画制作局 プロモーション事業部
担当者 笠井
電話 055-231-3311
FAX 055-254-8000
メール taiyo33@sannichi-ybs.co.jp

1.4 提出書類

出展申し込みの際に、該当する書類を申込書に添え必ず提出して下さい。

(1) 暴力団関与のない旨の誓約書兼承諾書	-----▶ 様式1
(2) 販売品目一覧表	-----▶ 様式2
(3) 出展調査票	-----▶ 様式3
(4) 追加備品申込書	-----▶ 様式4
(5) 提供食品の概要書	-----▶ 様式5
(6) 出展区画内平面図	-----▶ 様式6
(7) 車検証のコピー（キッチンカー出展者のみ）	-----▶ 任意様式

* 提出書類の原本をメールにて希望される場合はお知らせください。

1.5 出展に伴う官公署への許可申請・届出

(1) 保健所

食品販売に伴い試飲・試食や飲食の提供など行なう場合は、「提供食品の概要書」（様式5）と「出展区画内平面図」（様式6）を主催者に提出して下さい。主催者がまとめて保健所に提出致します。

(2) 税務署

酒類(県産の日本酒やワインなど)を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要となります。手続きは出展者の責任において行なって下さい。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出展者に限ります。

16 法律の遵守

出展に当たっては、適用される法律を必ず遵守して下さい。法律を守らない場合は、出展をご遠慮いただくことがあります。

(適用法律) 食品衛生法 景品表示法 不正競争防止法 薬事法 酒税法など

17 ゴミの処理

出展に伴うゴミは、出展者において必ずお持ち帰り下さい。

18 飲食の提供

会場において飲食を提供する出展者は、次の項目を必ず遵守して下さい。

(1) 出展場所には、ブルーシート等を敷き公園内通路等の汚れを防止して下さい。汚損した場合は原状復帰をお願い致します。原状復帰がなされない場合は、**清掃費用を請求させていただきます。**

(2) ガスコンロ等使用する場合は、コンパネ、ブロックなどの上に設置して下さい。

(3) 公園内排水溝には、油類、固形物、残飯等を絶対に捨てないで下さい。

(4) 残飯（うどん・そばなど）は、必ず固形物と水をザル等により分離して下さい。固形物及び水分は指定された場所に捨てて下さい。

(5) 点字ブロックに物を置かないで下さい。

(6) 火気を使用する出展者は必ず消火器をご用意下さい。

19 駐車場

主催者において1 出展者 1 台分（キッチンカー出展者を除く）を確保致します。

20 衛生面の対策

- ・必要に応じてマスク着用の上、接客等にご対応ください
- ・体調がすぐれないスタッフの参加は見合わせてください
(37.5℃以上の発熱・のどの痛み・咳など)